

地域の会第135回定例会 資料

平成26年9月3日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（8月6日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：原子力規制庁の主な対応（8月6日以降）
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

資料3：放射線モニタリング情報

資料4：委員ご質問への回答

前回定例会(8月6日)以降の原子力規制庁の動き

平成 26 年 9 月 3 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

(8月20日定例会)

○原子力災害事前対策等に関する検討チームの再開について

原子力災害対策の更なる充実・強化に資する観点から、検討を行うべき次の課題を検討するため検討チームを再開することが了承されました。(別添1)

(検討課題)

- ① 東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策
- ② U P Z 外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準等
- ③ 核燃料サイクル施設に係る原子力災害対策

(8月27日定例会)

○安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る事業者との意見交換について

本年7月16日の定例会において、安全文化等に関し、事業者の姿勢やトップマネジメントの責任について、委員会にて意見交換を行うことが提案されましたが、昨日の定例会において、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るため、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的に安全性を向上するための現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取する観点から、事業者と意見交換を行う場を設けることが決定されました。

(9月 3日定例会)

○平成27年度原子力規制・防災対策の重点について(別添2)

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 8月 8日 | 第130回会合 | 8月22日 | 第131回会合 |
| 8月26日 | 第132回会合 | 8月28日 | 第133回会合 |
| 9月 2日 | 第134回会合 | | |

[柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況]

| | |
|-------|-----------------------------|
| 8月 7日 | 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (65) |
| 8月18日 | 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (66) |
| 8月21日 | 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (67) |
| 8月26日 | 第132回会合 |
| 9月 2日 | 第134回会合 |

○原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム

8月25日 第1回会合

9月2日 第2回会合

【原子力規制庁ホームページ】

(8月6日)

○柏崎刈羽原子力発電所の平成25年度分放射線業務従事者線量等報告書の再報告について東京電力株式会社から報告を受領しました。

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の平成25年度分放射線業務従事者線量等報告書の再報告について東京電力株式会社から受領しましたので、公表します。

(8月11日)

○東京電力株式会社から防災訓練実施結果報告書を受領しましたので、公表します。

福島第一原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の防災訓練実施結果報告書を受領しましたので、公表します。

【柏崎刈羽原子力規制事務所関係】

○平成26年度第2回保安検査の実施について

(検査実施場所)

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所

なお、保安規定違反の疑いがある事案の事実確認を行う上で必要がある場合、上記の場所に加えて本店を検査実施場所とする。

(検査実施期間)

平成26年9月1日(月)～平成26年9月12日(金)

なお、当該検査期間中に認められた保安規定違反の疑いがある事案の事実確認期間は、上記の期間に限らず検査実施期間とする。

(検査項目)

保安検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験等への立ち会い等のほか、次の項目とする。

なお、これに限らず、抜き打ち検査としても項目を選定し検査を実施する。

① 緊急時安全対策等の実施状況

②-1 保守管理の実施状況(保全計画・管理)

②-2 保守管理の実施状況(保全の有効性)

③ 緊急時演習等の実施状況

以 上

原子力災害事前対策等に関する検討チームの再開について（案）

平成26年8月20日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力災害対策の実効性の更なる向上を図るため、新たに得られた知見や最新の国際的動向、国及び地方公共団体の最近の取組状況等を踏まえて、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）に挙げられた課題に関する科学的・専門的な検討を行う。

2. 背景と目的

原子力災害事前対策等に関する検討チーム（以下「検討チーム」という。）では、緊急事態の初期対応段階における防護措置を迅速に実行するための枠組みとして、緊急事態区分や緊急時活動レベル、運用上の介入レベルなどの在り方について科学的・専門的な検討を行ってきた¹。その検討結果は、現行の指針における原子力災害対策の考え方の基礎となっている。

現行の指針では、「新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべき」としており、今後検討を行うべき課題として以下のような事項を挙げている。指針における基本的考え方を踏まえつつ原子力災害対策の更なる充実・強化に資する観点から、これらの課題を検討するため検討チームを再開する。

（検討課題）

- ① 東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策
- ② UPZ外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準等
- ③ 核燃料サイクル施設に係る原子力災害対策

3. 今後の予定

9月中 第8回検討チーム会合の開催（以降順次開催）
随時、進捗状況及び検討結果を委員会に報告

¹ http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/pre_taisaku/

平成 27 年度
原子力規制・防災対策の重点

平成 26 年 8 月
原子力規制委員会

平成 27 年度原子力規制・防災対策の概算要求の概要

【総計】

単位：億円

| 組織 | 平成 26 年度 当初予算額 (a) | 平成 27 年度概算要求額 (b) | | 対前年度比 (b)-(a) |
|----------|--------------------------|-------------------|------------------------------|------------------|
| | | | うち、優先課題 推進枠 ^{※1} | |
| 原子力規制委員会 | 618 | 641 | 36 | 24 (104%) |
| 内閣府 | 141 | 237 | 109 | 96 (169%) |
| 合 計 | 758 | 878 | 145 | 120 (116%) |

【一般会計】

単位：億円

| 組織 | 平成 26 年度 当初予算額 (a) | 平成 27 年度概算要求額 (b) | | 対前年度比 (b)-(a) |
|----------|--------------------------|-------------------|------------------------------|------------------|
| | | | うち、優先課題 推進枠 ^{※1} | |
| 原子力規制委員会 | 93 | 95 | — | 2 (102%) |

【エネルギー対策特別会計】

単位：億円

| 組織 | 平成 26 年度 当初予算額 (a) | 平成 27 年度概算要求額 (b) | | 対前年度比 (b)-(a) |
|----------|--------------------------|-------------------|------------------------------|------------------|
| | | | うち、優先課題 推進枠 ^{※1} | |
| 原子力規制委員会 | 470 | 507 | 36 | 37 (108%) |
| 内閣府 | 120 | 237 | 109 | 116 (198%) |
| 合 計 | 591 | 743 | 145 | 153 (126%) |

【東日本大震災復興特別会計^{※2}】

単位：億円

| 組織 | 平成 26 年度 当初予算額 (a) | 平成 27 年度概算要求額 (b) | 対前年度比 (b)-(a) |
|----------|--------------------------|-------------------|------------------|
| 原子力規制委員会 | 55 | 39 | △15 (72%) |
| 内閣府 | 20 | — | △20 (0%) |
| 合 計 | 75 | 39 | △36 (53%) |

※1 「新しい日本のための優先課題推進枠」である。 ※2 全て復興庁一括計上である。

(注) 四捨五入等の理由により、係数が合致しない場合がある。

平成 27 年度原子力規制・防災対策の概算要求における重点分野

- (注) ・() 内は、平成 26 年度当初予算額
・<推進枠>は、「新しい日本のための優先課題推進枠」に係る要求
・(*)を付した事業は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁一括計上の事業として要求

1. 原子力規制の継続的改善

原子力規制委員会は、昨年施行された新規制基準の適合性審査を進めているところ。これらの適合性審査を含め新たな規制の厳格・着実な実施、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行う。具体的には、シビアアクシデント対策、地震・津波対策に加えて火山対策等各種規制課題に対応した安全研究等を着実に推進する。

また、特定原子力施設に指定した東京電力福島第一原子力発電所について、燃料デブリの取り出し、廃棄物の輸送・管理等長期の廃炉工程において規制委員会として取り組むべき規制課題に対応した安全研究等を実施する。

【主な要求事項】

単位：百万円

| | |
|-------------------------------------|--------------|
| ➤ 発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業 | 1,054 (910) |
| ➤ 火山影響評価知見整備事業 | 257 (157) |
| ➤ 燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業 | 750 (233) |
| ➤ 東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業 | 389 (226) |

2. 原子力防災対策、放射線モニタリング体制の充実・強化

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策指針を策定し、この指針に基づき原子力防災対策を大きく見直ししてきたところ。指針を踏まえ、立地等自治体が行う原子力防災対策の支援や放射線モニタリングの対策（特に、緊急時の放射線防護措置を迅速に実施できるための体制を整備・強化）など、原子力防災対策・モニタリングの更なる充実・強化を図る。

東日本大震災からの復旧・復興に資する観点から、今後行われる避難指示解除及び避難住民の帰還等に向けて、住民の安全・安心を確保するため、地方自治体及び住民からのニーズを踏まえたきめ細かな環境放射線モニタリングを引き続き実施する。

【主な要求事項】

単位：百万円

- 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 23,669 (12,047)
 (立地道府県等の原子力防災対策に対する財政的支援) <うち推進枠 10,896>
- 放射線監視等交付金 7,633 (6,858)
 (立地道府県等における原子力施設のモニタリングに係る費用の交付)
- 実効性のある緊急時モニタリングの体制整備 1,317 (新規)
 <うち推進枠 1,295>
- 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 (*) 1,026 (1,344)

3. 原子力規制人材育成の強化

本年6月に原子力規制委員会決定された「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」に基づき、原子力安全人材育成センターを中核として、若手や中途採用の職員も含めた人材育成の抜本強化に向けた取組を実施する。具体的には、原子力規制機関に求められる専門能力・現場対応能力の向上を図るため、発電炉の安全対策の理解増進や重大事故等への対応能力の向上に資するプラントシミュレータの整備を進めるとともに、科学的・技術的専門能力の高い原子力規制人材を育成するための、実践的な研修の充実や研修教材の開発を行う。

【主な要求事項】

単位：百万円

- 研修用プラントシミュレータ整備事業 1,666 (新規)
 <うち推進枠 1,666>
- 原子力安全研修事業 158 (151)

4. 国際連携・協力、保障措置の着実な実施

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓など、我が国の原子力規制に関する経験、知見を国際的に共有するだけでなく、海外の最新の知見を取り込むため、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関との連携や諸外国との協力を通じ、人材交流を含む情報交換を引き続き積極的に進める。

また、国際約束に基づく保障措置活動を着実に実施する。

【主な要求事項】

単位：百万円

- 国際原子力機関等拠出金 520 (519)
- 保障措置の実施に必要な経費 3,163 (3,020)

新しい日本のための優先課題推進枠 要求一覧

- | | |
|--------------------------|--------|
| ○ 実効性のある緊急時モニタリングの体制整備事業 | 12.9億円 |
| ○ 原子力発電施設等緊急時対策技術等 | 6.5億円 |
| ○ 研修用プラントシミュレータ整備事業委託費 | 16.7億円 |
| ○ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 | 109億円 |

合計 145.1億円

平成27年度 原子力規制・防災対策に係る機構・定員要求

平成26年8月
原子力規制委員会
内閣府原子力災害対策担当室

＜要求事項＞

- 地域防災・避難計画策定に対する支援体制など、原子力規制・防災体制の充実・強化
- 原子力規制委員会設置法附則第5条の規定に即した措置

＜上記要求事項に係る主要項目＞

1. 原子力防災体制の充実・強化

内閣府による地域防災・避難計画策定等に対する支援体制、原子力規制委員会による緊急時の判断に必要なモニタリングを行う体制、オンサイト防災に係る体制等を強化する。

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

福島第一原子力発電所において発生している事故・トラブル対応など、福島第一発電所事故への対応を強化する。

3. 新規制施行に対応した体制強化

改正原子炉等規制法に対応した審査や研究等を着実にを行うための所要の体制強化をはかる（運転開始後40年を超える炉に係る審査体制や火山影響評価に係る研究体制など）。

※新規制基準適合性審査等の体制（定員）は昨年81名増員済みであり、中途採用による実員確保に努めているところ。

4. 3年以内の見直し関係

原子力規制委員会設置法附則第5条の規定に即した検討の結果に基づき必要な措置を講ずる。